

令和4年第9回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月1日（木）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第59号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第60号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第23号 登録の移替えをした者について
 - 報告第24号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第25号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第26号 専決処分した事項について
 - 協議第4号 投票率向上のための投票区等の運営方針について

午前9時00分

石井書記長 それでは第9回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 8月10日、大雨で三種川が氾濫し、各所で被害が出ることとなりました。本日も、昨夜から雨が続いていて、川の増水が気にかかるところです。秋も近付いて来て、そういう時期と言えばそれまでですが、ちょっと異常だという感じもしています。

新型コロナウイルス感染症の方も相変わらずで、なかなか収まる様子が見えません。皆様、健康には十分お気を付けください。

本日は、9月定時登録関係議案のほか、協議案件が1件予定されています。これからのことを色々考えていかなければならないということで、よろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と飯塚委員にお願いいたします。それでは案件に入りたいと思います。

石井書記長 申し訳ございませんが、別業務の都合上、ここで退席させてい

たきます。委員の皆様、どうぞよろしくご審議くださるようお願いいたします。

(石井書記長退席)

嶋田委員長 それでは、案件の議案第５９号「選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第５９号は、９月定時登録において、選挙人名簿に新たに登録することについてお諮りするものでございます。

基準日ですが、本日９月１日となっております。

１の新有権者登録は、登録基準日までに１８歳に到達した方を登録するものです。前回の選挙時登録において平成１６年７月１日生まれまでの方を登録していますので、平成１６年７月１２日から平成１６年９月２日までに生まれた方が今回の対象となります。人数は、男７人、女６人、計１３人です。

２の転入登録については、登録基準日時点で、転入から３ヶ月以上継続して三種町に居住している有権者を登録するものです。前回選挙時登録において令和４年３月２１日までの転入者を登録していますので、令和４年３月２２日から令和４年６月１日までに転入し、継続して居住している方が今回の対象となります。人数は、男３９人、女２７人、計６６人です。

よって、９月定時登録における登録者総数は、男４６人、女３３人、合計７９人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は１頁に、転入登録については２～３頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 何も無いようですので、議案第５９号は原案どおり決定します。
次に、議案第６０号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第60号は、9月定時登録において、選挙人名簿から抹消することについてお諮りするものでございます。

基準日は、登録と同じく本日9月1日です。

1の死亡抹消は、亡くなられた方を選挙人名簿から抹消するものです。前回選挙時登録で令和4年7月8日までに死亡の届出があった方を抹消していますので、今回は令和4年7月9日から令和4年8月31日までに届出のあった方が対象となります。人数は、男22人、女19人、計41人です。

2の転出抹消は、三種町から転出後4ヶ月を経過した方を選挙人名簿から抹消するものです。前回選挙時登録で令和4年3月9日までの転出者を抹消していますので、今回は令和4年3月10日から令和4年4月30日までに転出した方が対象となります。人数は、男43人、女53人、計96人です。

よって、9月定時登録における抹消者総数は、男65人、女72人、合計137人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の4～5頁、転出抹消は6～8頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第60号を原案どおり決定することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第23号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第23号は、町内転居による投票区の移替えを行った者について報告するものでございます。

基準日は、同じく本日9月1日です。

7月10日に執行された参議院議員通常選挙の準備に当たりまして、6月7日から移替えの延期を行っておいりましたので、今回、令和4年6月7日から令和4年8月31日までに町内転居された

方について、投票区の移替えを行いました。人数は、男 8 人、女 23 人、計 31 人です。

対象者については、別冊名簿の 9～10 頁に掲載しております。
報告は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)
(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第 23 号は以上といたします。
続きまして、報告第 24 号と報告第 25 号は、関連性がございましたので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第 24 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」、ご報告します。

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数ですが、これは、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数となっております。

4 頁の選挙人名簿登録者数増減表に記載のとおり、今回の名簿登録者数は、13,724 人です。したがって、これを 50 で除した数は、小数点以下を切り上げて 275 となります。

続いて、報告第 24 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」、御報告します。

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数ですが、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

先ほどご説明したとおり選挙人名簿登録者数は 13,724 人ですので、これを 3 で除して、小数点以下を切り上げると 4,575 となります。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第 24 号、第 25 号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第 24 号、第 25 号については、以上といたします。

定時登録関係は以上ということで、続きまして、報告第 26 号「専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）」、説明をお

願います。

田村書記

はい。報告第26号は、選挙権を有しなくなった者について選挙人名簿に表示を行いましたので、そのことをご報告するものです。

通常、18歳以上の日本国民は誰でも選挙権を有するわけですが、禁固刑以上の刑に処せられる、選挙犯罪の罰金刑に処せられるなどした場合は、一定期間、選挙権を有しないこととなります。そういった者については、公職選挙法第27条第1項に基づき、選挙人名簿にその旨を表示しなければなりません。

別紙をご覧ください。記載のとおり、選挙権の停止を確認しましたので、選挙人名簿に表示を行っております。

報告は以上です。

嶋田委員長

ご質問等ございましたら願います。

飯塚委員

選挙権の回復についてはどのように把握していますか。

田村書記

選挙権が停止し、又は回復した際は、本籍地の市町村から選挙管理委員会に通知が来ることとなっています。また、停止日と刑期等から回復予定日を確認できますので、その辺りを含めて欠格者名簿を作成し、管理しています。

嶋田委員長

報告第26号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、報告第26号は以上とします。

続きまして、協議案件に移ります。協議第4号「投票率向上のための投票区等の運営方針について」、説明をお願いします。

石井書記

はい。本協議については、事前に資料をお配りしています。この資料に基づき、説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

説明は以上です。

嶋田委員長

はい。投票区の現状や再編に関する課題等について説明がありました。今の説明を踏まえて、投票区等の今後について、運営方針を協議していきたいと思います。ご意見等ございますか。

(投票区等の運営方針について協議)

【協議概要】

○今後の検討方針

・投票区の統合・再編に向けて協議を継続し、１～２月に一定の結論を出す。

・町民や議会からの理解を得られるよう、統合・再編の影響緩和策（移動投票所、共通投票所、移動支援、情報発信の強化等）の実施を併せて検討する。

○個別意見

・選挙人が減少しており、統合したとしても支障が少なさそうに感じる投票区も見受けられるので、各地区の実情に沿った投票所の在り方を検討したい。（投票区の再編は）頻繁にできることでもないので、ある程度思い切った再編案を検討してもよいのではないかと。

・選挙人も職員も減っており、合理化は必要と感じる。旧学校区単位とする案は、そこまでいければ理想という印象。

・投票率向上に向けた取組みも重要。再編案に納得してもらえよう、住民の意見を反映させるような方法も考えたらどうか。

・投票所が遠くなる選挙人にとっては、投票へのハードルが高くなる。再編はいずれ必要になるのだろうが、投票率低下を招かないよう、支援が不可欠だと思う。

・広報、啓発等の情報発信を強化すること、移動支援や投票支援を手厚くすることを再編案と併せて検討したい。

嶋田委員長 それでは、次回の委員会で引き続き協議するという事で、協議第４号は以上とします。

 本日の議案審議は以上ですが、委員の方から何かございますでしょうか。無ければ、その他として事務局からお願いします。

田村書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

 （以下、資料に基づき説明）

 （その後、意見交換）

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前 11 時 16 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____